



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*52 和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則 (障害福祉課) 1

○ 告示

603 保安林の指定施業要件変更予定 (森林整備課) 5

604 保安林の指定施業要件の変更 (") 5

605 " (") 6

606 保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明 (") 6

607 " (") 6

608 和歌山県ダムデータ転送・収集システム改良業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (河川課) 7

609 道路の位置の指定 (都市政策課) 9

610 " (") 9

611 " (") 9

○ 公告

入札公告 (河川課) 9

規 則

和歌山県規則第52号

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年10月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則(平成9年和歌山県規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2(第5条、第13条関係) 第1 建築物に関する整備基準		別表第2(第5条、第13条関係) 第1 建築物に関する整備基準	
整備項目	整備基準	整備項目	整備基準
略		略	
5 便所	(1)~(5) 略 (6) 便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合するオストメイト(人工肛門又は人工ぼうこうを保有している者をいう。以下同じ。)のための設備を備えた便所を1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けること。ただし、	5 便所	(1)~(5) 略 (6) 便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合するオストメイト(人工肛門又は人工ぼうこうを保有している者をいう。以下同じ。)のための設備を備えた便所を1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けること。ただし、

	<p>その施設（公衆便所を除く。）の用途面積が200平方メートル未満である場合は、アに規定する便房を簡易型の洗浄装置を備えた便房とすることができる。</p> <p>ア 汚物流し、給湯設備、荷物を置くための棚その他の設備、水石けん入れ、紙巻器、汚物入れ及び衣服を掛けるための金具が適切に設置されている便房が設けられていること。</p> <p>イ 略</p>
--	---

略

第2 建築物以外の公共交通機関の施設に関する整備基準

整備項目	整備基準
略	
5 便所	<p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合するオストメイトのための設備を備えた便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>ア 汚物流し、給湯設備、荷物を置くための棚その他の設備、水石けん入れ、紙巻器、汚物入れ及び衣服を掛けるための金具が適切に設置されている便房が設けられていること。</p> <p>イ 略</p>
略	

第3～第5 略

別記第3号様式（第7条、第12条関係）
施設整備項目表（建築物）
（第1面）

略			
略			
（第2面）			
略			
（第3面）			
略			
（第4面）			
整備項目	整備基準	整備状況	摘要

	<p>その施設（公衆便所を除く。）の用途面積が200平方メートル未満である場合は、アに規定する便房を簡易型の洗浄装置を備えた便房とすることができる。</p> <p>ア フラッシュバルブ式汚物流し、給湯設備、荷物を置くための棚その他の設備、水石けん入れ、紙巻器、汚物入れ及び衣服を掛けるための金具が適切に設置されている便房が設けられていること。</p> <p>イ 略</p>
--	--

略

第2 建築物以外の公共交通機関の施設に関する整備基準

整備項目	整備基準
略	
5 便所	<p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合するオストメイトのための設備を備えた便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>ア フラッシュバルブ式汚物流し、給湯設備、荷物を置くための棚その他の設備、水石けん入れ、紙巻器、汚物入れ及び衣服を掛けるための金具が適切に設置されている便房が設けられていること。</p> <p>イ 略</p>
略	

第3～第5 略

別記第3号様式（第7条、第12条関係）
施設整備項目表（建築物）
（第1面）

略			
略			
（第2面）			
略			
（第3面）			
略			
（第4面）			
整備項目	整備基準	整備状況	摘要

7 便所	略		
(7)	オストメイト対応設備 汚物流し、給湯設備、荷物棚、水石けん入れ、紙巻器、汚物入れ及び衣服を掛けるための金具を設置した便房(無の場合は、イに記入)	略	
	イ・ウ	略	
略			

(第5面)

略

(第6面)

略

施設整備項目表(建築物以外の公共交通機関の施設)

(第1面)

略

略

(第2面)

略

(第3面)

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
5 便所	略		

(第4面)

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
	略		
(ii)	オストメイト対応設備 汚物流し、給湯設備、荷物棚、水石けん入	略	

7 便所	略		
(7)	オストメイト対応設備 フラッシュバルブ式汚物流し、給湯設備、荷物棚、水石けん入れ、紙巻器、汚物入れ及び衣服を掛けるための金具を設置した便房(無の場合は、イに記入)	略	
	イ・ウ	略	
略			

(第5面)

略

(第6面)

略

施設整備項目表(建築物以外の公共交通機関の施設)

(第1面)

略

略

(第2面)

略

(第3面)

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
5 便所	略		

(第4面)

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
	略		
(ii)	オストメイト対応設備 フラッシュバルブ式汚物流し、給湯設備、	略	

	れ、紙巻器、汚物入れ及び衣服を掛けるための金具を設置した便房		
	イ 略		

(第 5 面)

略

(第 6 面)

略

(第 7 面)

略

施設整備項目表 (道路)

略

略

施設整備項目表 (公園)
(第 1 面)

略

略

(第 2 面)

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
4 便所	略		
	(7) オストメイト対応設備 ア 汚物流し、給湯設備、荷物棚、水石けん入れ、紙巻器、汚物入れ及び衣服を掛けるための金具を設置した便房	略	
	イ 略		
略			

(第 3 面)

	荷物棚、水石けん入れ、紙巻器、汚物入れ及び衣服を掛けるための金具を設置した便房		
	イ 略		

(第 5 面)

略

(第 6 面)

略

(第 7 面)

略

施設整備項目表 (道路)

略

略

施設整備項目表 (公園)
(第 1 面)

略

略

(第 2 面)

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
4 便所	略		
	(7) オストメイト対応設備 ア フラッシュシュバルブ式汚物流し、給湯設備、荷物棚、水石けん入れ、紙巻器、汚物入れ及び衣服を掛けるための金具を設置した便房	略	
	イ 略		
略			

(第 3 面)

略

施設整備項目表(建築物以外の駐車場)

略

略

略

施設整備項目表(建築物以外の駐車場)

略

略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第603号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年10月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第604号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年10月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 海南市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び海草振興局農林水産振興部林務課並びに海南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第605号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和元年10月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第606号

令和元年和歌山県告示第528号(以下「告示第528号」という。)で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和元年10月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
鈴木學
中本明宏
能城豊
能城喜與子
- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第528号のとおり

和歌山県告示第607号

令和元年和歌山県告示第529号(以下「告示第529号」という。)で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和元年10月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
前田豊
- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

件

告示第529号のとおり

和歌山県告示第608号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県ダムデータ転送・収集システム改良業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和元年10月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

和歌山県ダムデータ転送・収集システム改良業務

(2) 契約期間

契約締結日から令和2年3月31日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

(1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。

以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

(2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあつては、構成員のいずれについても（1）に掲げる条件を満たす者であること。

(3) 過去10年間に於いて、和歌山県ダムデータ転送・収集システム改良業務と種類をほぼ同じくする契約を地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）と締結し、かつ、これを誠実に履行した者であること。

(4) 和歌山県が示す仕様を満足する作業実施計画書を提出した者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあつては、イからサまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 使用印鑑届

カ 法人にあつては、登記事項証明書

キ 個人にあつては、住民票

ク 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が発行した、県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

ケ 税務署長が発行した、消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

コ 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色

申告書又は白色申告書の写し)

サ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

シ 2の(3)に掲げる要件を満たしていることを証する契約書等(業務名、業務期間、発注者及び受託者を確認できる部分並びに業務内容を確認できる書面)の写し

ス 作業実施計画書

セ コンソーシアムにあっては、コンソーシアム協定書の写し

(2) (1)に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本又はその写しに限る。

(3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿の業務種目「(大分類)6情報処理(小分類)2システム開発・改良・運用・保守」に登載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって(1)のイからコまでの書類の提出に代えることができる。

(4) (1)のアからオまで及びスに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和元年10月25日(金)から同年11月18日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前10時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(5) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和元年11月7日(木)午前9時から同月11日(月)午後5時30分までの間に和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に対して書面等(ファクシミリ及び電子メールを含む。)により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和元年11月7日(木)から同月18日(月)までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合は、必ず簡易書留とすること。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館8階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3130

ファクシミリ番号 073-433-2147

電子メールアドレス e0804001@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格審査結果通知書により令和元年11月27日(水)までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

8 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、令和元年12月12日(木)までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対しては、令和元年12月18日(水)までに書面により回答するものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第609号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
令和元年10月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3469	岩出市新田広芝字村前236番1の一部	和歌山市手平一丁目10番9号 パワーハウス株式会社 代表取締役 宮田善崇	令和 元. 10. 10	6. 00	40. 32

和歌山県告示第610号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
令和元年10月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3440	岩出市西野字春面50番9、50番17	和歌山市太田二丁目8番11号 株式会社幸福建設 代表取締役 吉田武弘	令和 元. 10. 11	6. 00 ） 6. 48	117. 51

和歌山県告示第611号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
令和元年10月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3505	田辺市下三栖字高坊525番4の一部、525番10の一部	田辺市朝日ヶ丘17番14-101号 株式会社山幸 代表取締役 杉若貴之	令和 元. 10. 15	5. 00	102. 66

公 告

入 札 公 告

和歌山県ダムデータ転送・収集システム改良業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和元年10月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度
令和元年度
- (2) 業務の名称

和歌山県ダムデータ転送・収集システム改良業務

(3) 業務の内容

和歌山県ダムデータ転送・収集システム改良業務特記仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(4) 契約期間

契約締結日から令和2年3月31日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

令和元年和歌山県告示第608号に規定する和歌山県ダムデータ転送・収集システム改良業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館8階

和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課

(2) 期間

令和元年10月25日（金）から同年11月18日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時30分まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) 仕様書及び入札説明書に対して質問がある者は、令和元年11月7日（木）午前9時から同月11日（月）午後5時30分までの間に和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館3階 防災対策室D

イ 入札日時

令和元年12月4日（水）午前11時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便で令和元年12月4日（水）午前9時30分までに和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金

額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で、5の(1)に規定する日時に入札の場所には出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3130 (直通)

ファクシミリ番号 073-433-2147

電子メールアドレス e0804001@pref.wakayama.lg.jp

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Improvement of the Wakayama Prefectural Dam Data Transfer and Acquisition System

(2) Date and time for tender :

11:00 a.m. 4 December 2019 (Deadline for bids submitted by mail : 9:30 a.m. 4 December 2019)

(3) Contact point for the notice :

River Division, River and Sewerage Bureau, Prefectural Land Development Department,
Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-3130

FAX 073-433-2147

e-mail e0804001@pref.wakayama.lg.jp